

第21回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和4年2月24日(木) 午前11時10分

2 場所 滝沢市役所防災庁舎 2階 201・202会議室

3 日程

日程第1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告について

日程第4 議案第1号 令和3年第18回総会議案書の訂正について

日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第7 議案第4号 農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について

日程第8 議案第5号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第9 議案第6号 農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について

日程第10 議案第7号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について

日程第11 報告第1号 第3回農政小委員会の報告について

日程第12 報告第2号 第6回農地小委員会の報告について

日程第13 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について

日程第14 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第15 報告第5号 農地転用届出の確認事務報告について

4 出席委員

農業委員

1番委員 駿河 信一

2番委員 太田 豊

4番委員 佐藤 恵一郎

5番委員 武田 美紀

6番委員 高橋 敏彦

7番委員 吉清水 秀明

8番委員 大森 泰英

9番委員 齊藤 新一

推進委員

吉清水 一之

長嶺 敏彦

5 欠席委員 3番委員 新田 義修

6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子

〃 主任主査 細川 直樹

〃 主査 高橋 昂希

〃 主任 武田 裕雅

開会時刻 令和4年2月24日（木） 午前11時10分

議長 只今の出席農業委員は8名であります。定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しています。
日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては、2番太田豊委員と4番佐藤恵一郎委員を指名します。
書記には、事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。
日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。
日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第21回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和4年1月26日から令和4年2月24日まで報告させていただきます。議案書2ページ及び3ページをご覧ください。

（第20回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、令和3年第18回総会議案書の訂正についてを議題とします。
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは議案第1号について、ご説明させていただきます。議案書は5ページをご覧ください。
総会議決事項を変更することについて、令和3年度滝沢市農業委員会第18回総会において議決を得ました議案第3号農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを次のとおり訂正することについて、議決を求めるものとなっております。
訂正による変更事項については議案書記載のとおりとなっております。（1）整理番号15番につきましては、最下段にあった1筆を抜く形に変更するものとなっております。また、（2）整理番号27番

につきましては、最上段にあった1筆を除く形に変更するものとなっております。

なお、今回修正が生じた案件は、いずれも篠木地区の地域集積協力金事業において貸借を行った案件となっておりますが、地域集積協力金の事業面積には影響がないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。なお、事前にご説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

高橋主査 それでは、補足説明させていただきます。議案書は8ページをご覧ください。

整理番号1番は、盛岡市の認定農業者への有償移転の案件となっております。受け手は滝沢市内に農地を所有しておりまして、滝沢市内における規模拡大を図るため買い受けるものとなっております。以上より、整理番号1番の案件については、議案書9ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、太田豊農業委員、吉清水一之推進委員、長嶺敏彦推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を長嶺推進委員にお願いします。

長嶺推進委員 推進委員の長嶺です。それでは私の方から議案第2号について、令和4年2月17日に太田農業委員と吉清水推進委員と現地調査を実施して来ましたのでご報告申し上げます。

今回の現地は積雪のため詳しい状況を確認することはできませんでしたので、タブレットの平成30年撮影の航空写真で確認したところ、農地として活用されていることが確認でき、耕作の事業に供すべき農地

の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。

以上で議案第2号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は3件です。議案書は12ページから18ページをご覧ください。

整理番号1番は、現在、賃貸共同住宅に居住する借人が子供の成長に伴い住居が手狭となっており、親の農業の手伝い、親による子育て支援及び将来の親の介護を考慮し、貸人である親の住居の隣接地に個人住宅を建築して住み替えるため、使用貸借による転用の申し出となります。転用面積は380平方メートルとなっており、内訳は居宅が56.31平方メートル、駐車場が25平方メートル、庭及び法面等が298.69平方メートルとなっております。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されると考えられますが、周辺は市街化区域に接して宅地などが連なっているため、農地転用目的の例外規定における集落接続に該当するものと見られます。また、資金計画は全額金融機関からの融資によるものであり、金融機関からの融資に対する事前審査結果通知により、事業の確実性について確認しているところです。なお、本案件は、昨年5月の総会におきまして滝沢農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見の決定についてご審議をいただきました案件となっております。

次に、整理番号2番は、現在、賃貸共同住宅に居住する借人に出産予定があり子育てには現在の住居は手狭であることから、将来の両親の介護等も考慮し、貸人である親の住居の隣接地に個人住宅を建築して住み替えるため、使用貸借による転用の申し出となります。転用面積

は302平方メートルとなっており、内訳は居宅が72.99平方メートル、駐車場が36平方メートル、庭及び花壇等が193.01平方メートルとなっております。申請地は滝沢駅からおおむね500メートル以内の場所に位置することから第2種農地と判断されると考えられ、周辺は滝沢駅を中心に広がる市街化区域に近く、住宅団地に接し、住宅が連なる状況であることから、農地転用目的の例外規定における集落接続に該当するものと見られます。また、資金計画は金融機関からの融資及び自己資金によるものであり、金融機関からの融資事前相談結果通知及び残高証明により、事業の確実性について確認しているところです。

最後に、整理番号3番は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されると考えられますが、農地転用目的の例外規定における一時転用の項目に該当する内容となっております。当該農地が接している滝沢市道の道路改良を行うため、市が発注した工事の請負業者が工事用の資材置場として約10か月間使用するというものでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を吉清水推進委員にお願いします。なお、整理番号1番につきましては、第12回総会の議案第5号で報告済みですので省略します。

吉清水推進委員 推進委員の吉清水です。それでは、私の方から議案第3号のうち整理番号2番及び3番について、現地調査を実施しましたのでご報告申し上げます。

整理番号2番の申請地の位置は、滝沢駅から南東へ約400メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側及び北側は農地、西側は宅地、南側は道路を挟み宅地となっております。

次に、整理番号3番の申請地の位置は、盛岡農業高校の校舎から北へ約500メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側は宅地、西側は道路を挟み農地、南側は道路を挟み盛岡農業高校の学校用地、北側は農地となっております。

以上について調査の結果、いずれの申請地も日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第4号、農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は20ページから22ページをご覧ください。

整理番号1番は、当時の譲受人が自身の居住する住宅建築を目的に平成元年9月4日に農地法5条の許可を得て土地を取得しましたが、直後に譲受人が首都圏に転勤となって転居の必要が生じたことから住宅建築が見送りとなり、その後事業に着手することなく現在に至っております。

今回、不動産業者の仲介を経て、現在居住する賃貸共同住宅が手狭となった承継者が新たに一般個人住宅を建築して移り住むため、転用事業計画の変更の申し出があったものです。

転用面積は386平方メートルで、事業の内訳は居宅が67.07平方メートル、駐車場が29.81平方メートル、庭等が289.12平方メートルとなっております。

農地法では転用事業計画を達成することが困難と認められる事案について、当初の事業計画者が許可目的の変更を希望するときは、当初の事業計画者に代わって転用を希望する者があるときには事業計画変更の承認手続きを行い、議案書にある意見書案の2の①から⑥までの要件を満たす場合には承認することができることとなっております。

なお、事業計画変更の承認後は改めて農地法5条の許可申請が提出され、その許可をもって承認された計画変更後の事業に着手することができることとなります。

本案件の場合は意見書案のとおり要件を全て満たしていると考えられますことから、承認されることに問題はないものと見られます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を吉清水推進委員にお願いします。

吉清水推進委員 推進委員の吉清水です。それでは、私の方から議案第4号について、現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、小岩井駅より南西へ約230メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側及び南側は宅地、西側は道路を挟み農地、北側は道路を挟み宅地となっております。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第4号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたし
ました。

議長 暫時、休憩します。

(11時35分休憩)

(11時37分再開)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議長 日程第8、議案第5号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決
定についてを議題とします。

本案件の整理番号20番、21番につきましては、農業委員会等に関
する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があります。整理
番号20番は8番大森委員が、整理番号21番は4番佐藤委員が該当し
ます。

つきましては、最初に整理番号20番を審議し、次に整理番号21番
を審議し、その次に整理番号20番、21番を除き一括審議すること
について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、最初に整理番号20番を審議し、次に整
理番号21番を審議し、その次に整理番号20番、21番を除き一括審
議することとします。

それでは、整理番号20番を審議します。議事参与の制限があります。
8番大森泰英委員の退席を求めます。

(8番大森泰英委員退席)

議長 事務局より説明させます。

高橋主査 補足説明させていただきます。議案書は34ページをご覧ください。

整理番号20番は、更新の案件となっております。

以上、整理番号20番については、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、再設定の案件のため省略します。
これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第5号整理番号20番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって議案第5号整理番号20番は原案のとおり決定いたしました。
8番大森泰英委員の入場を許可します。

(8番大森泰英委員入場)

議長 8番大森委員にお伝えします。議案第5号整理番号20番につきましては、挙手全員で決定しました。

議長 続きまして、議案第5号整理番号21番を審議します。議事参与の制限があります。4番佐藤恵一郎委員の退席を求めます。

(4番佐藤恵一郎委員退席)

議長 事務局より説明させます。

高橋主査 補足説明させていただきます。議案書は35ページをご覧ください。
整理番号21番は、隣を耕作している者が買い受ける案件です。令和3年までは地域の農業者が草刈りなどの管理をしておりました。

以上、整理番号21番については、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を長嶺推進委員にお願いします。

長嶺推進委員 推進委員の長嶺です。それでは私の方から整理番号21番について報告いたします。

今回の現地は積雪のため詳しい状況については確認することができませんでしたので、タブレットの平成30年撮影の航空写真で確認したところ、いつでも耕作できるよう管理されていることが確認できました。事務局から説明があったとおり、令和3年までは地域の農業者が草刈り等の管理をしていたところであることから、令和4年の作付けには問題ないと思われま

す。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で整理番号21番の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号整理番号21番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって議案第5号整理番号21番は原案のとおり決定いたしました。4番佐藤恵一郎委員の入場を許可します。

(4番佐藤恵一郎委員入場)

議長 4番佐藤委員にお伝えします。議案第5号整理番号21番につきましては、挙手全員で決定しました。

議長 続きまして、議案第5号整理番号1番から34番の内、20番及び21番を除き一括審議します。

なお、本案件の整理番号2番につきましては、現地調査報告のため出席しております吉清水一之推進委員に関わる案件ですが、農地利用最適化推進委員は農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限には該当しませんので、退席の必要はありません。

吉清水推進委員 推進委員の吉清水です。審議しやすいように退席させていただきたいと思

議長 本人からの申し出がありましたので、吉清水推進委員の退席を許可します。

(吉清水一之推進委員退席)

議長 事務局より説明させます。

高橋主査 それでは議案第5号について補足説明させていただきます。議案書は24ページからをご覧ください。

整理番号1番は、当人同士で直接交渉し成立した案件となっております。

整理番号2番の借受者は、借り受ける農地の付近を耕作している者です。

整理番号3番は、親子間での使用貸借です。新規案件となっておりますが、令和3年12月31日まで農地法3条による使用貸借契約をしており、契約更新のタイミングで基盤法による手続きを行ったものです。実質的に更新案件となるため、現地調査は行っておりません。

整理番号4番から8番の借受者は同一です。これらの案件に係る農地は、整理番号5番の所有者が令和3年12月31日まで借りており、今回の借受者とともに耕作していたところでありまして、今回、更新のタイミングで農業経営を継承していた借受者は正式に権利の設定を受けるものとなっております。

整理番号9番は、当人同士で直接交渉し成立した案件です。

整理番号10番は、所有者の親戚が長年使用しておりましたが、今年1月に今後耕作しない旨を告げられた後、知り合いである今回の借受者に相談し、成約に至った案件となっております。なお、篠木地域集積協力金事業へは所有者の意向により参加しておりませんでした。

整理番号11番の所有者及び借受者は、市内の認定農業者であります。この貸借により、それぞれ農地の集約化が図られたこととなります。

整理番号12番は、当人同士で直接交渉し成立した案件となっております。

整理番号13番から20番は、更新の案件となっております。

整理番号22番、23番の所有権の移転を受ける者は、この農地の並びを耕作しております。なお、本件については地域の農業委員が調整を図った案件となっております。

整理番号24番から34番は、農地中間管理機構を活用した一括方式の案件となっております。

整理番号24番から27番までの借受者は同一であり、この地域において大規模に農業を営んでいる法人です。直接交渉で成約した案件となっております。

整理番号28番は、地域の推進委員が調整を図り成約に至った案件となっております。受け手は認定新規就農者であり、一本木地区をメインに規模拡大を図っております。

整理番号29番の農地は、盛岡市玉山と滝沢市にまたがっております。借受者は本農地の近くで酪農を営んでいる盛岡市の認定農業者とのことです。

整理番号30番は、農地コーディネーターが調整を図った案件です。

整理番号31番から34番の借受者は、滝沢市の地域おこし協力隊です。今回の案件につきましては、農業委員、推進委員の皆様滝沢市内全域にわたり農地を探していただきました。大変ありがとうございました。その中で大釜白山が耕作条件に合うということで、農地所有者との間を地域の農業委員、推進委員に調整していただきました。また、借受者は新規就農者となるため、農地小委員会において収支計画書、営農計画書の内容を確認し、またリモートにおける面談を行った結果、就農に問題はないと判断されたものでございます。今後は、ここにブドウを作付けし、収穫されたブドウで滝沢市産ワインを作ることになる見込みとなっております。農地を探すところから携わっていただいた皆様におかれましては、温かい目で見守っていただくだけではなく、地域おこし協力隊が困っているときには、農業の先輩としてアドバイスやご支援をお願いします。

以上、議案第5号整理番号1番から34番の内、20番、21番を除いたものにつきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を長嶺推進委員をお願いします。

長嶺推進委員 推進委員の長嶺です。それでは私の方から議案第5号のうち新規案件である整理番号1、2番及び4番から12番、22番から34番についてご報告いたします。

今回の現地は積雪のため詳しい状況について確認することはできませんでしたので、タブレットの平成30年撮影の航空写真で確認したところ、いずれも農地として活用されていることが確認できました。また、現地は農地パトロールの対象外あることも確認済みです。

事務局から説明があったとおり、新規案件となる農地については令和3年までは所有者もしくは他の者が耕作または管理をしていた農地であることから、令和4年の作付けには問題ないと思われまます。

農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

吉清水農業委員 吉清水です。整理番号33番の大釜白山の農地なのですが、見取図の方で今回の対象農地のうち1筆は家が建っている所まで含んだ感じで囲われているのですけれども、2年位前にこちらは家を建てるという農地転用許可になって分筆のような形になっていたと思うのですけれども、そうすると今回のこの面積はこれで正しいのかどうか確認したいと

思います。

高橋主査

吉清水委員のご質問に対してお答えさせていただきます。

まず、面積でございますが、吉清水委員がおっしゃったとおり、ここにつきましては以前に住宅建築のため一部分筆して農地転用手続きをしていたところでございます。議案書の面積の方につきましては、その手続きの後のきちんとした農地だけの面積となっております。

それで、失礼いたしました。一方で地図の方が、こちらは別のシステムで吐き出しているものなのですけれども、こちらの方の地図が分筆の方がデータの更新時期の都合で反映されていなかったということでございますので、地図を見ますと農地の上に家が建っているように見えてしまうところでしたが、現地はしっかり分筆登記、農地転用手続きを経て、ちゃんと農地と宅地が分けられておりました。

申し訳ございませんでした。以上でございます。

議長

よろしいですか。

そのほかに質疑ございますか。

議長

無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号整理番号1番から34番の内、20番及び21番を除いたものについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって議案第5号整理番号1番から34番の内、20番及び21番を除いたものについては原案のとおり決定いたしました。

吉清水一之推進委員の入場を許可します。

(吉清水一之推進委員入場)

議長

吉清水推進委員にお伝えします。議案第5号整理番号1番から34番の内、20番及び21番を除いたものにつきましては原案のとおり決定しました。

議長

日程第9、議案第6号、農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

高橋主査

それでは補足説明させていただきます。議案書は64ページをご覧ください。

整理番号1番から4番は、篠木地域集積協力金事業への参加者でありまして、篠木地域以外に所有していた農地で機構に貸し付けた分の農地をそれぞれ借受者に貸し付けるものとなっております。

整理番号5番は、親が地域の認定農業者に貸し付けていた農地を娘の

就農に伴い配分計画の変更で娘に貸し付ける案件です。

整理番号6番、7番は、借受者の変更です。これにより借受者は農地の集約化が図られることとなります。

整理番号8番は、親が借り受けていた農地を息子が借り受ける配分計画の変更案件となっております。

以上、整理番号1番から8番は、経営面積、従事日数など別添意見書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、再配分に係る案件のため省略します。
これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第10、議案第7号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第7号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について補足説明いたします。案件は2件です。議案書は76ページから78ページをご覧ください。

整理番号1番及び2番は、航空写真等により調査をしたところ農地でなくなつてから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を太田農業委員にお願いします。

太田農業委員 2番の太田です。それでは私の方から議案第7号について、現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、小岩井駅より北東へ約1.4キロメートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側及び南側は農地、西側及び北側は道水路を挟み農地になっており、現地は岩手山麓土地改良区が使用する資材置場の一部となっていました。

次に、整理番号2番の申請地の位置は、柳沢小中学校より東へ約70

0メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側は道路を挟み農地、西側、南側及び北側は農地になっており、現地はプレハブなどが設置された作業場や駐車場になっていました。

以上について調査の結果、いずれの申請地も耕作されておらず、すでに農地性はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって議案第7号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第11、報告第1号、第3回農政小委員会の報告について、吉清水農政小委員長より報告をお願いします。

吉清水委員長 農政小委員会、委員長の吉清水です。それでは私の方から第3回農政小委員会の顛末についてご報告いたします。議案書は80ページをご覧ください。

1月25日の第20回総会終了後、新たに指名された農政小委員会の委員9名により、滝沢市農業委員会小委員会規程第5条第2項の規定に基づく委員長及び副委員長の互選を行いました。

その結果、委員長には農業委員から私、吉清水に、副委員長には推進委員から藤村与志夫委員に、それぞれ決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 日程第12、報告第2号、第6回農地小委員会の報告について、太田農地小委員長より報告をお願いします。

太田委員長 農地小委員会、委員長の太田です。それでは私の方から第6回農地小委員会の顛末についてご報告いたします。議案書は82ページをご覧ください。

1月25日の第20回総会終了後、新たに指名された農地小委員会の委員9名により、滝沢市農業委員会小委員会規程第5条第2項の規定に基づく委員長及び副委員長の互選を行いました。

その結果、委員長には農業委員から私、太田に、副委員長には推進委員から小山田正幸委員に、それぞれ決定しました。

以上で報告を終わります。

議長

日程第13、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第14、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第15、報告第5号、農地転用届出の確認事務報告につきましては、お手元の議案書83ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。
これをもって、第21回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和4年2月24日 午後0時4分

議 長

会議録署名人 2番委員

会議録署名人 4番委員

これは原本である。

令和4年2月24日

滝沢市農業委員会会長 齊藤 新一